

# 決算特別委員長報告

令和3年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出認定第1号議案から認定第7号議案の7件につきましては、決算審査の結果を令和4年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。

以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、令和2年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は5,141億円余、歳出総額は4,939億円余であり、前年度に比べて歳入は10.6%、歳出は9.6%増加しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は135億円余の歳入超過でありました。

特別会計につきましては、令和2年度から、流域下水道特別会計が公営企業会計へ移行したことにより、前年度の14会計から1会計減少しておりますが、証紙特別会計など13の特別会計を合算した歳入総額は2,409億円余、歳出総額は2,283億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は0.5%増加し、歳出は0.2%減少しました。実質収支額は124億円余の歳入超過でありました。

令和2年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全の対応が求められている中、令和2年度末における財政調整基金の残高は175億6,500万円余であり、令和元年度末から3,100万円余増加し、通常県債残高は5,543億円余であり、令和元年度末から97億円余減少しております。

これらは、令和元年11月に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できるものでありますが、今後も感染症対策や国土強靱化への対応など、厳しい財政運営が避けられないものと考えます。引き続き、財政の健全化・安定化に着実に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院については、総収益は201億1,800万円余で、前年度に比べ9億6,100万円余、5.0%の増、総費用は201億1,900万円余で、前年度に比べ4億1,200万円余、2.1%の増でありました。このことにより、令和

元年度に比べ5億4,900万円余の損益改善が図られ、純損失が100万円余となり、令和2年度末の未処理欠損金は213億2,300万円余となりました。

また、こころの医療センターについては、純利益が1億1,500万円余であり、令和2年度末の未処理欠損金は40億1,800万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は純損失4億2,100万円余、工業用水道事業は純利益1,900万円余、水道事業は純利益300万円余、宅地造成事業は純損失2億9,900万円余でありました。

次に、土木部所管の事業会計についてであります。

流域下水道事業は令和2年4月から地方公営企業法の財務規定を適用しており、令和2年度の純利益は1億8,400万円余でありました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、令和2年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び財務監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました認定第2号議案、認定第3号議案、認定第5号議案及び認定第6号議案については、（賛成多数・全会一致）により、認定第1号議案、認定第4号議案及び認定第7号議案については、（賛成多数・全会一致）により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

まず、企業局の水道会計についてであります。

企業局では、水道事業として、飯梨川水道、斐伊川水道による島根県水道用水供給事業と江の川水道用水供給事業の2事業において、安全・安心な水道用水の安定供給に取り組まれているところですが、県人口の減少に伴う水需要の減少や、施設の老朽化に対応する維持管理費により供給単価が上昇し、県民の過度な負担とならないように安心して低廉な水道用水の供給に努めてほしいとの意見がありました。

次に、中央病院についてであります。

中央病院では、経営改善実行プランにより、収入では実績を踏まえた目標患者数や

診療報酬単価を設定し、支出では費用の削減に向けて委託業務の内容を見直すなど経営改善に取り組まれているところですが、経営改善ということで県の中核病院である中央病院が職員給与を削減するのは、ほかの病院への影響も大きく、ひいては医療に携わる人たちが医療現場を離れていくことになりかねないので慎重に行うべきとの意見がありました。

次に、仕事と子育ての両立支援事業についてであります。

県では、従業員の子育てに積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し、県の入札制度の優遇措置や、女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金における交付要件の追加など、子育て応援企業に対する支援と制度のPRに取り組まれているところですが、建設工事等における優遇措置は冷静に判断してほしい、技術力に対して、いくらかのアドバンテージを与えるという本質を忘れてはいけないとの意見や、認定されている企業自体が、業種的に偏りがあることから、様々な業種の企業に響くようなインセンティブを与えていくことが一番重要であり、認定制度の企業への認知度を向上するために、より一層の周知に取り組む必要があるとの意見がありました。

次に、ものづくり・IT産業の振興についてであります。

県では、技術革新やグローバル化等の環境変化に対応可能な競争力強化や、県内企業間の連携促進などにより、地域の特性を活かしたものづくり・IT産業の発展に取り組まれているところですが、県内のソフト系IT産業の売上高を今後も伸ばしていくには、エンジニアの確保が重要であるので、引き続き優秀な人材の確保に努めてほしいとの意見がありました。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

県では国が補正予算を打ち出す前に独自で病床を確保するなど、医療崩壊が起きることのないように対策されてきましたが、予想以上に感染が拡大し、十分に対応できないこともありました。新型コロナウイルスの終息はいまだ見えてこない状況であり、財源も含めて島根県として今後どのように対応していくかを県と議会とでより一層しっかり意見交換していくことが必要であるという意見がありました。

以上、申し述べました委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和4年度の予算に反映されるよう要請いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県では、昨年度から国の経済対策

などを活用して、感染症対策をはじめ、県内経済を回復させるための事業に取り組んでこられました。

国内、県内ともに、新規感染者数は減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響は当面続くことが見込まれ、引き続き感染拡大防止、医療提供体制の強化、県内経済の回復などに取り組む必要があります。

一方、このような状況の中にあっても、コロナ禍を契機とした人々の価値観の変化に的確に対応しつつ、収束後における県民生活のありかたを見定めながら、人口減少に歯止めをかける島根創生の実現のために、着実に施策を実行していかねばなりません。

今後も、感染症への対策、経済・社会活動の回復と「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、迅速かつ適切な県政運営に取り組まれることを期待いたします。決算特別委員長報告といたします。